

京都市物品会計規則の一部を改正する規則を公布する。

平成19年9月28日

京都市長 梶本頼兼

京都市規則第44号

京都市物品会計規則の一部を改正する規則

京都市物品会計規則の一部を次のように改正する。

別表第2教育委員会事務局の項中「福利係長」を「教職員給与課福利係長」に、
「下京中学校教育企画推進室,工業高校改革推進室」を「小中一貫教育推進室」に、
「中等教育係長」を「学校指導課中等教育係長」に改める。

附 則

この規則は、平成19年10月1日から施行する。

(会計室)